

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の政省令・告示の策定に向けた検討事項

【基本方針の策定】

- 主務大臣は、プラスチック使用製品廃棄物及びプラスチック副産物の排出の抑制並びに回収及び再資源化等の促進（プラスチックに係る資源循環の促進等）を**総合的かつ計画的**に推進するため、以下の事項等に関する**基本方針を策定**する。

主務大臣

基本方針を策定【3条】

①プラスチック使用製品廃棄物及びプラスチック副産物の排出の抑制、回収、再資源化等の促進（以下「プラスチックに係る資源循環の促進等」という。）を総合的かつ計画的に推進するための**基本方針を策定**。

【3条1項】

（法定事項）

- プラスチックに係る資源循環の促進等の基本的方向
- プラスチック使用製品の設計又はその部品若しくは原材料の種類によるプラスチックに係る資源循環の促進等のための方策に関する事項
- プラスチック使用製品の使用の合理化によるプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 分別収集物の再商品化の促進のための方策に関する事項
- プラスチック使用製品の製造又は販売をする事業者による使用済プラスチック使用製品の自主回収及び再資源化の促進のための方策に関する事項
- 排出事業者によるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進のための方策に関する事項
- 環境の保全に資するものとしてのプラスチックに係る資源循環の促進等の意義に関する知識の普及に関する事項
- これらの事項のほか、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する重要事項

基本方針は、海洋環境の保全及び地球温暖化の防止を図るための施策に関する法律の規定による国の方針との調和が保たれたものでなければならない【3条3項】

関係行政 機関の長



基本方針を策定、又は変更しようとするときは関係行政機関の長と協議【3条4項】

基本方針を策定、又は変更した時は遅滞なく公表【3条5項】

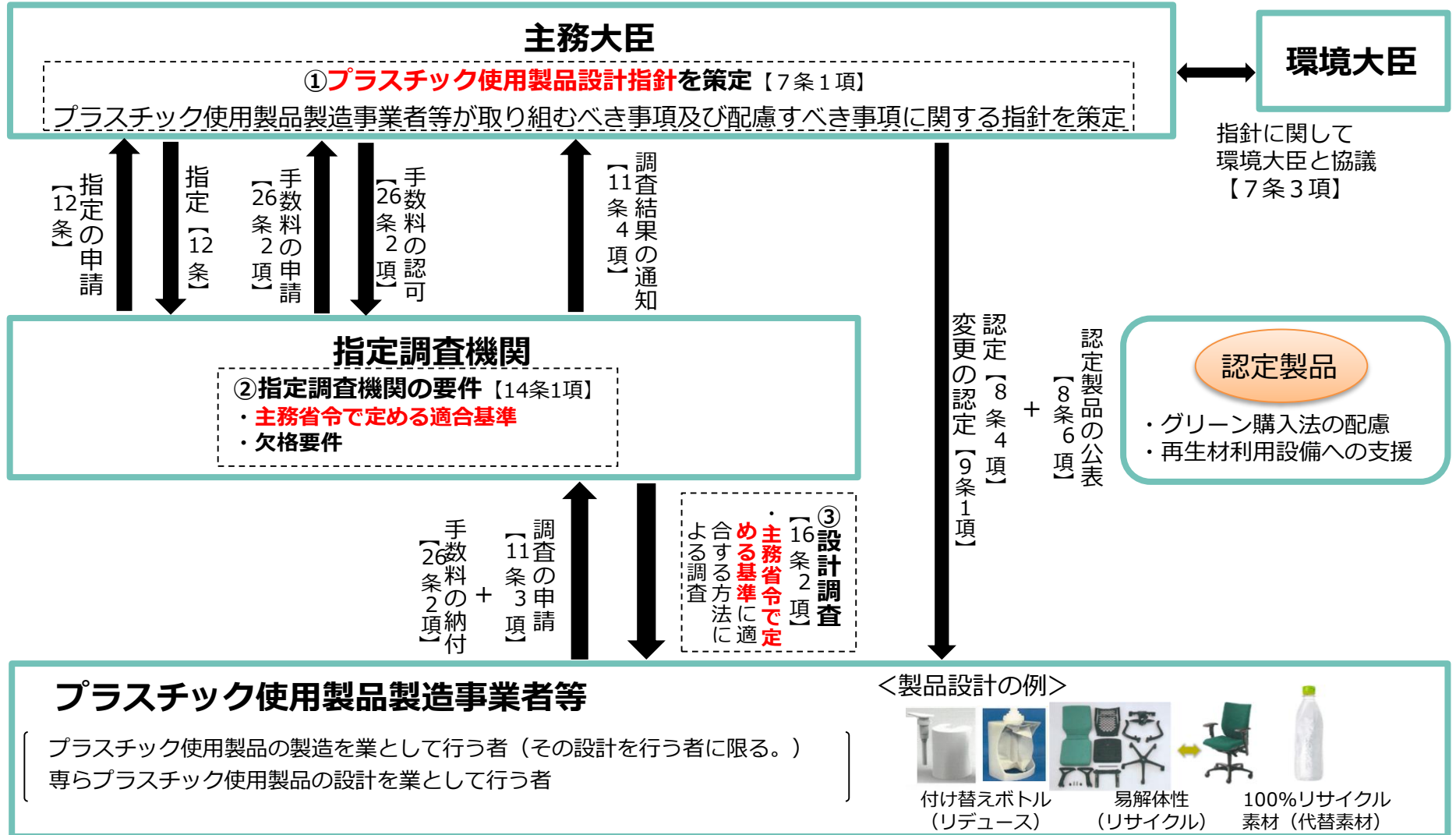
①基本方針

＜考え方＞

- 令和3年1月28日に本審議会に取りまとめた「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について」を踏まえ、3R+Renewableの基本原則の考え方やプラスチックに係る資源循環の促進等の基本的方向性を示し、プラスチック資源循環戦略で掲げたマイルストーンの実現に向けて取り組むことを明記してはどうか。
- 事業者・地方公共団体・消費者・国などの幅広い主体において、相互に連携しながら環境整備を進めることが重要であり、各主体が取り組むべき事項を示してはどうか。
- 海洋環境の保全及び地球温暖化の防止を図るための施策に関する法律の規定による国の方針と調和を保つ上で重要な関連施策を明記してはどうか。

【プラスチック使用製品設計指針】

- 主務大臣は、プラスチック使用製品製造事業者等が取り組むべき事項及び配慮すべき事項に関する指針を策定し、指針に適合した設計を主務大臣が認定する仕組みを設ける。
 - 設計認定に係る製品を国が率先調達（グリーン購入法の配慮）。また、再生材の利用に当たっての設備への支援を実施。



① プラスチック使用製品設計指針【告示】

○ プラスチック使用製品の設計に当たっての基本的な考え方

<考え方>

- これまで環境配慮の設計に率先的に取り組んできたプラスチック使用製品製造事業者等の取組が適切に反映したものとすることとしてはどうか。
- プラスチックを使用している製品は多種多様であり、機能性や安全性等その他の用途に応じて求められる性能が異なることに留意することが必要であり、これらと両立しつつ、プラスチックに係る資源循環の促進等の円滑な実施を図るため、プラスチック使用製品製造事業者等が自ら合理的にプラスチック使用製品の設計に係る取組の優先順位等の決定を行うことを基本とすることとしてはどうか。

○ プラスチック使用製品製造事業者等が取り組むべき事項及び配慮すべき事項

<考え方>

- プラスチック使用製品製造事業者等が取り組むべき事項及び配慮すべき事項として下記の項目について具体的な検討事項等を示し、トレードオフの関係となる場合にも留意しながら、プラスチック使用製品製造事業者等の取組を促すこととしてはどうか。
 - ・構造、材料
 - ・情報発信等その他のプラスチック使用製品製造事業者等としての取組

○ 設計認定を受けるに当たって適合すべき事項

<考え方>

- プラスチック使用製品製造事業者等が取り組むべき事項及び配慮すべき事項を踏まえ、製品全体に占めるプラスチックの割合が重量比又は体積比で過半を占めるものについて、製品分野毎の認定基準を設定することとしてはどうか。

② 指定調査機関の要件【主務省令】

③ 設計調査【主務省令】

<考え方>

- 既存法令を参考に、指定調査機関の要件及び設計調査の基準を定めることとしてはどうか。

① 特定プラスチック使用製品【政令】

<考え方>

- 商品の販売又は役務の提供に付随して消費者に無償で提供されるプラスチック使用製品のうち、提供量が多く使用の合理化の取組によってプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制が見込まれる観点、過剰な使用の削減を促すべき観点、代替素材への転換を促す観点等から製品を指定することとしてはどうか。

② 特定プラスチック使用製品提供事業種【政令】

<考え方>

- ①の特定プラスチック使用製品を多く提供し、使用の合理化を行うことが特に必要な業種を指定することとしてはどうか。
- 業種としては指定業種に該当しなくても、事業活動の一部で指定業種に属する事業を行っている場合には、その事業の範囲で対象とすることとしてはどうか。

③ 判断の基準【主務省令】

<考え方>

- 特定プラスチック使用製品の使用の合理化のための具体的な取組について、いくつかの選択肢を例示し、事業者の取組を促すこととしてはどうか。

④ 特定プラスチック使用製品多量提供事業者の要件【政令】

<考え方>

- 既存法令を参考に、特定プラスチック使用製品多量提供事業者の要件を規定することとしてはどうか。

【市区町村の分別収集・再商品化】

- プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化を促進するため、市町村はプラスチック使用製品廃棄物について、分別の基準を策定し、当該基準に従って適正な分別排出を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。

市区町村による分別収集・再商品化

市町村は、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集に当たって以下の措置を講ずるよう努める。

- ・ 分別の基準の策定
 - ・ 当該基準に従って適正な分別排出を促進するために必要な措置
- 【第31条】

容器包装リサイクル法ルートを活用

【第32条】

→ 8頁参照

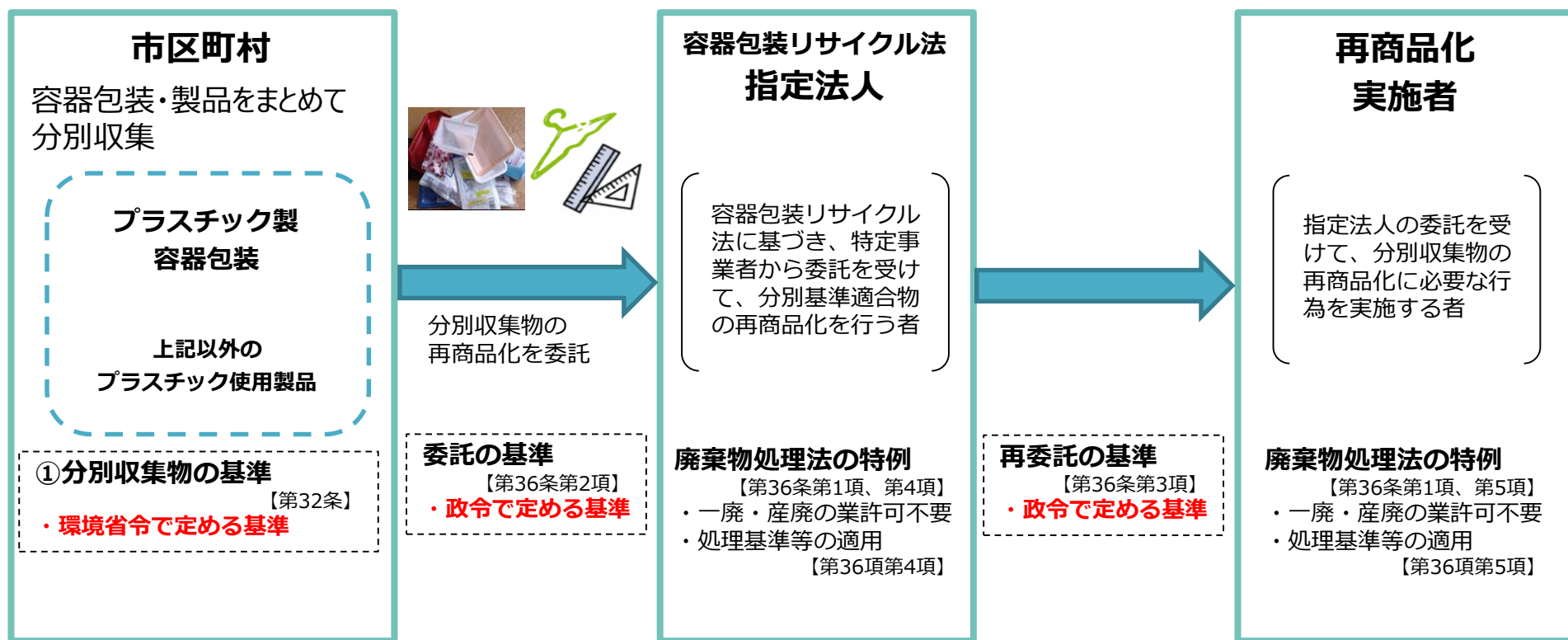
再商品化計画に基づく再商品化

【第33条】

→10頁参照

【市区町村の分別収集・再商品化】（プラスチック資源としての一括回収）

- プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化を促進するため、**容器包装リサイクル法ルートを活用した分別収集物の再商品化**を可能にする。



① 容リ法指定法人に委託する場合の分別収集物の基準【環境省令】

<考え方>

- 家庭から排出されたプラスチック製容器包装とプラスチック製品について、容器包装リサイクルルートを活用して効果的・効率的にまとめてリサイクルできるようにする観点から、下記の点等を考慮して分別収集物の基準を設定することとしてはどうか。
 - ・ 容器包装リサイクル法に基づく分別基準との整合性
 - ・ 分別収集物の質の確保
 - ・ リチウムイオン電池などの異物の混入対策

【市区町村の分別収集・再商品化】（中間処理工程の一体化・合理化）

- 市区町村と再商品化実施者が連携して行う再商品化計画を作成する。
 - ▶ 主務大臣が認定した場合に、市区町村による選別、梱包等を省略して再商品化実施者が実施することが可能になる。

主務大臣

①再商品化計画の認定申請

【第33条第1-2項】

(申請事項)

- ・ 分別収集物の種類（**主務省令で定める容器包装廃棄物の種類**を含む。）
 - ・ 実施期間
 - ・ 分別収集物の種類毎の見込み量
 - ・ 実施方法
 - ・ 実施費用の総額・内訳
 - ・ 収集・運搬、処分施設
 - ・ **その他省令で定める事項**
- + 添付書類

②要件に適合する計画の認定

【第33条第3項】

(認定要件)

- ・ 計画内容：再商品化の効率的な実施に資するものとして**主務省令で定める基準**
- ・ 期間：**主務省令で定める期間**
- ・ 能力・施設：適確かつ継続的に行うに足りるものとして**主務省令で定める基準**
- ・ 欠格要件

③計画の変更の認定

申請／事前届出／事後届出【第34条第1-3項】

- ※ 事業内容に関する変更のうち、**主務省令で定める軽微な変更**については、事前届出となる

④変更の認定／認定取消し

【第34条第1項、第4項】

市区町村

<中間処理工程の一体化・合理化のイメージ>

認定計画の範囲

申請者

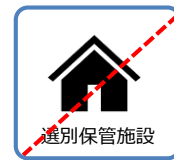
市区町村

再商品化実施者と連携し計画を策定

分別収集物の再商品化を委託

再商品化実施者

選別保管などの中間処理を省略し、効率的にリサイクル



容器包装リサイクル法
指定法人

プラスチック製容器包装廃棄物（容器包装リサイクル法の分別基準適合物とみなす【第35条】）の再商品化費用を支払い

① 再商品化計画の認定申請【主務省令】

<考え方>

- 再商品化計画の認定の申請における法律に定めるもの以外の計画記載事項や添付書類について、適正な処理を担保する観点から必要な事項を規定することとしてはどうか。

② 要件に適合する計画の認定【主務省令】

<考え方>

- 再商品化計画の内容については、下記の点等を考慮して基準を設定することとしてはどうか。
 - ・再商品化に係る一連の工程の明確性
 - ・適正な処理の担保
 - ・再商品化の効率的な実施
- 分別収集物の再商品化を実施しようとする期間の要件については、既存法令を参考に規定することとしてはどうか。
- 再商品化実施者の能力及び施設については、適正な処理を担保する観点から基準を規定することとしてはどうか。

③ 計画の変更の認定申請／事前届出／事後届出【主務省令】

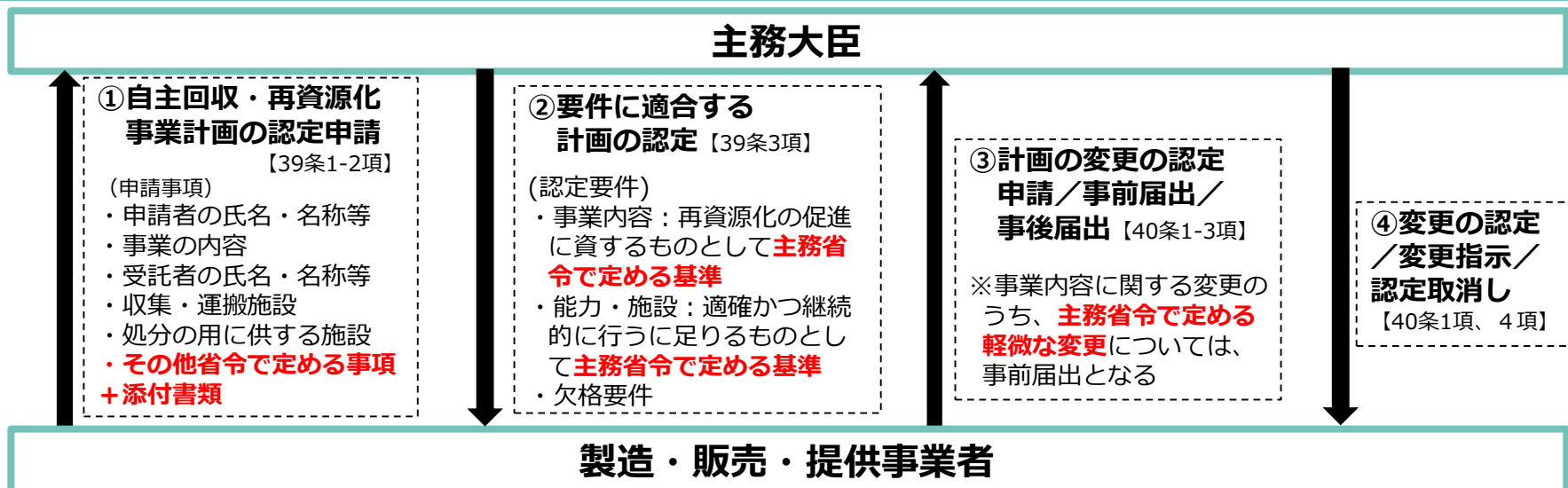
<考え方>

- 適正な処理の担保を前提とし、申請者の手続に係る負担を可能な限り軽減すること等を考慮して必要な事項を規定することとしてはどうか。

【製造事業者等による自主回収】

- 自らが製造し、若しくは販売し、又はその行う販売若しくは役務の提供に付随して提供するプラスチック使用製品等を**自主回収・再資源化する計画**を作成し、主務大臣が認定する仕組みを設ける。

▶ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が**不要**になる。



<自主回収・再資源化のスキーム例>



① 自主回収・再資源化事業計画の認定申請【主務省令】

<考え方>

- 自主回収・再資源化事業計画の認定の申請における法律に定めるもの以外の計画記載事項や添附書類について、適正な処理を担保する観点から必要な事項を規定することとしてはどうか。

② 要件に適合する計画の認定【主務省令】

<考え方>

- 自主回収・再資源化事業計画の内容について、リサイクルの質と量を向上させる観点から、下記の点などを考慮して基準を設定することとしてはどうか。
 - ・再資源化に係る一連の工程の明確性
 - ・適正な処理の担保
- 再資源化事業者の能力及び施設について、適正な処理を担保する観点から、基準を規定することとしてはどうか。

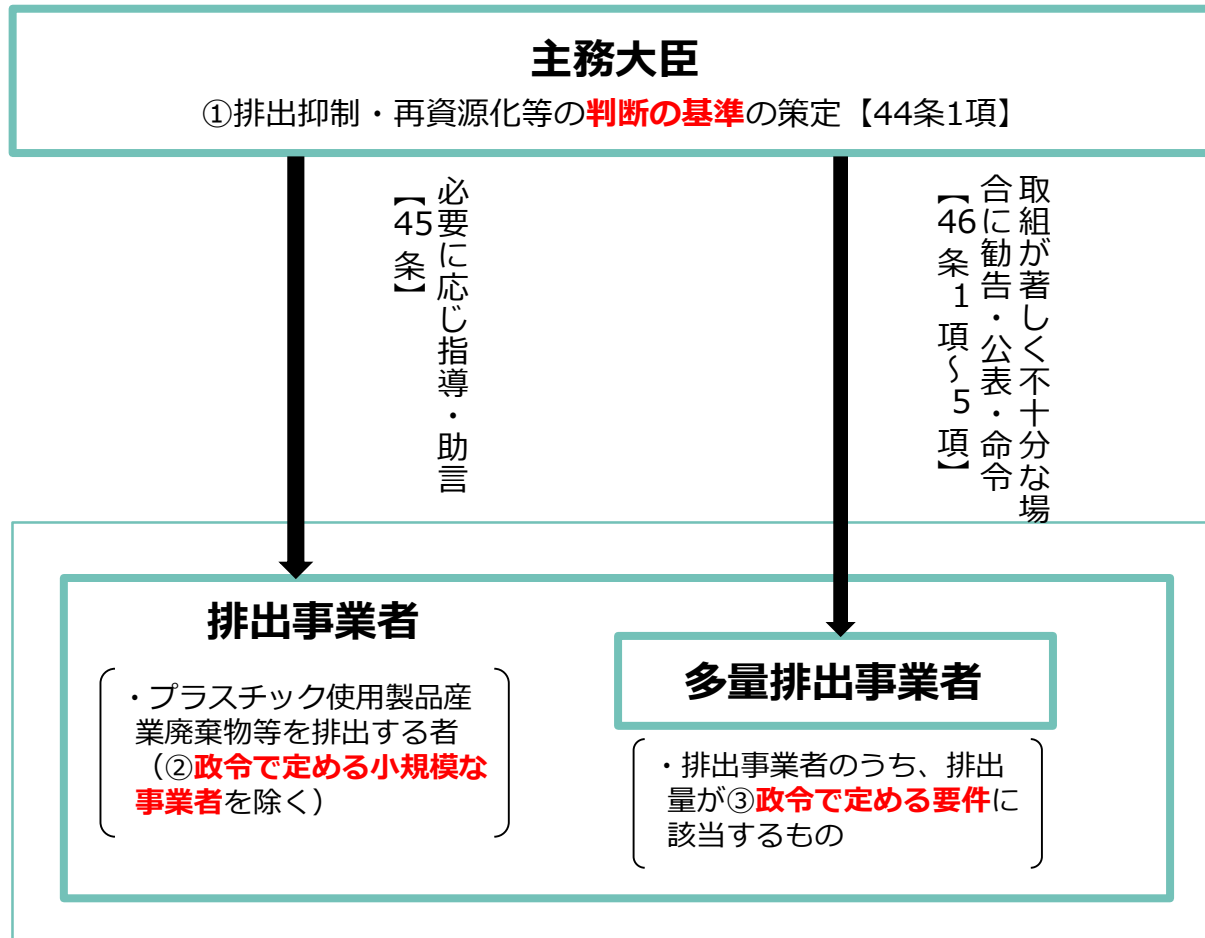
③ 計画の変更の認定申請／事前届出／事後届出【主務省令】

<考え方>

- 適正な処理の担保を前提とし、申請者の手続に係る負担を可能な限り軽減すること等を考慮して必要な事項を規定することとしてはどうか。

【排出事業者の排出の抑制・再資源化等】

- 排出事業者が排出の抑制や再資源化等の取り組むべき**判断の基準**を策定する。
 - 主務大臣の**指導・助言**、プラスチック使用製品産業廃棄物等を多く排出する事業者への**勧告・公表・命令**を措置する。



① 排出抑制・再資源化等の判断基準の策定【主務省令】

<考え方>

- プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制・再資源化等の実施の原則について、技術水準その他の事情を考慮しつつ、3R+Renewableの基本原則を踏まえた規定することとしてはどうか。
- プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出抑制・再資源化等それぞれについて求められる取組を規定することとしてはどうか。
- 多量排出事業者については、排出抑制・再資源化等に関する計画的な取組を求めることとしてはどうか。

② 政令で定める小規模な事業者【政令】

<考え方>

- 既存法令を参考に中小企業基本法の小規模事業者等を規定することとしてはどうか。

③ 多量排出事業者の要件【政令】

<考え方>

- 既存法令を参考に、多量排出事業者の要件を規定することとしてはどうか。

【排出事業者の排出の抑制・再資源化等】

- 排出事業者等が**再資源化事業計画**を作成する。
 - ▶ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の**業許可が不要**になる。

主務大臣

排出の抑制・再資源化等を促進するために排出事業者が取り組むべき判断基準を策定【44条】

① 再資源化事業計画の認定申請【48条1-2項】
(申請事項)
・申請者の氏名・名称等
・事業の内容
・受託者の氏名・名称等
・収集・運搬施設
・処分の用に供する施設
・**その他省令で定める事項**
+添付書類

② 要件に適合する計画の認定【48条3項】
(認定要件)
・事業内容：再資源化の促進に資するものとして**主務省令で定める基準**
・能力・施設：適確かつ継続的に行うに足るものとして**主務省令で定める基準**
・欠格要件

③ 計画の変更の認定申請／事前届出／事後届出【49条1-3項】

※事業内容に関する変更のうち、**主務省令で定める軽微な変更**については、事前届出となる

④ 変更の認定／変更指示／認定取消し【49条1項、4項】

排出事業者又は排出事業者の委託を受けた再資源化事業者

<再資源化のスキーム例>



① 再資源化事業計画の認定申請【主務省令】

<考え方>

- 再資源化事業計画の認定の申請における法律に定めるもの以外の計画記載事項や添附書類について、適正な処理を担保する観点から必要な事項を規定することとしてはどうか。

② 要件に適合する計画の認定【主務省令】

<考え方>

- 再資源化事業計画の内容について、リサイクルの質と量を向上させる観点から、下記の点などを考慮して基準を設定することとしてはどうか。
 - ・再資源化に係る一連の工程の明確性
 - ・適正な処理の担保
- 再資源化事業者の能力及び施設について、適正な処理を担保する観点から、基準を規定することとしてはどうか。

③ 計画の変更の認定申請／事前届出／事後届出【主務省令】

<考え方>

- 適正な処理の担保を前提とし、申請者の手続に係る負担を可能な限り軽減すること等を考慮して必要な事項を規定することとしてはどうか。

【その他】

- **主務大臣の権限の委任**や**施行期日**について定める。

① **主務大臣の権限の委任**【政令】

② **法律の施行期日**【政令】